

無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における生活道路の無電柱化を支援するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金にR4年度より創設。

制度の目的

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設し、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

交付要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する無電柱化事業
 - ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
 - ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
 - ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

交付対象事業費

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）
※間接交付の場合、上記の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3）を超えない額

国費率

1 / 2

交付対象

地方公共団体

（参考）生活道路における無電柱化のイメージ

